

近畿情報通信協議会入会ご案内(規約、加入申込書)

目的 情報通信の健全な普及発展と情報通信の利用による国民生活の向上に寄与するとともに、会員相互間の緊密な連絡と親睦を図ることを目的とする。

組織 総会（毎年4月頃開催）、理事会、幹事会、式典委員会、及び専門委員会
会員（構成員：産・学・官の広範な業種の団体(自治体を含む。)及び個人)

主な活動

- ・ 電波の日・情報通信月間記念行事
- ・ 情報通信についての普及啓発活動
- ・ 最新情報の提供
- ・ 情報通信功労者に対する表彰

会員の特典

- ・ 情報通信・放送分野の最先端の情報に関する講演会等に参加できます。
- ・ ホームページ、Eメール、FAX、会報誌などにより、情報通信分野に関する最新情報を入手できます。
- ・ 調査研究活動に参加することができます。また、報告書等により、調査研究結果の利用ができます。
- ・ 本会の目的に合致すると認められる事業活動（講演会、イベント等）を支援する制度があります。

ホームページ <http://www.telecon.or.jp>

ご入会方法

規約にご同意頂いた上、加入申込書に必要事項を記入頂き下記連絡先まで郵送によりお申し込み下さい。

近畿情報通信協議会の連絡先

郵便番号540-0012

大阪府大阪市中央区谷町1-6-4 天満橋八千代ビル7階

一般財団法人情報通信振興会 営業部 西日本センター内

近畿情報通信協議会 事務局 宛

電話06-6942-0598 FAX06-6941-6786

但し、近畿情報通信協議会が開催（他の団体との共同開催を含む。）する講演会等の事業で、その事業の連絡先が記載されている場合は、その連絡先にご連絡下さい。

近畿情報通信協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「近畿情報通信協議会」という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、一般財団法人情報通信振興会内に置く。

(目的)

第3条 この会は、情報通信の健全な普及発展と情報通信の利用による国民生活の向上に寄与するとともに、会員相互間の緊密な連絡と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電波の日・情報通信月間の記念行事
- (2) 情報通信についての普及、啓発
- (3) 情報通信の高度化及び技術の利用開発に関すること
- (4) 情報通信関係功労者に対する表彰
- (5) 会員を対象とした情報通信に関する国内外の最新情報の提供
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第5条 この会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 組 織

(組織)

第6条 この会は、近畿総合通信局管内における情報通信に関係のある団体又は個人であって、この会の趣旨に賛同し、入会を申し込んだ者によって組織する。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期の途中において異動した場合は、前条の規定にかかわらずその後任者が前任者の地位を継承するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第10条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、この会の事業運営に必要な事項について審議決定する。

4 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、電波に関係のある職務に従事する者のうちから、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応ずるとともに、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、本会の議長となる会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他必要な事項

(幹事会)

第13条 この会に幹事を若干名置く。

2 幹事会は会長が委嘱する幹事で構成し、幹事長は幹事の互選とする。

3 幹事会は幹事長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決事項を実施するため必要な具体的事項。ただし、電波の日・情報通信月間の記念行事及び情報通信関係功労者に対する表彰に関する事業については、次条に定める式典委員会に付託する。
- (2) 会務執行上、緊急に決定を要する事項
- (3) その他本会の業務の運営に関し必要な事項

(式典委員会)

第14条 この会に式典委員会を置く。

2 委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選による。

3 委員会は委員長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 幹事会から付託された事項を実施するため必要な具体的事項。
- (2) 総会の開催に必要な事務に関する事項
- (3) 会務執行上、緊急に決定を要する事項
- (4) その他本会の業務の運営に関し必要な事項

(専門委員会)

第15条 この会に専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成、運営方法等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

第3章 総 会

(総会)

第16条 この会の総会は、定期総会と臨時総会の二種とし、定期総会は毎年4月、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

(議決事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要事項であって、会長が必要と認めるもの。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集し、その議長は総会において選任する。

(議決)

第19条 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意によって決定する。ただし、可否同数のときは議長が決める。

第4章 会 計

(経費)

第20条 この会の運営に要する経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

(会費)

第21条 会費は、年2口(1口10,000円)20,000円以上とし、納期は毎年5月31日とする。ただし、学識経験者等会長の認めるものは、会費を免除することができる。

(資産の管理)

第22条 この会の資産は、理事会で管理する。

(会計処理)

第23条 この会の会計処理は別に定める。

第5章 加入及び脱退

(加入)

第24条 この会に加入しようとするものは、加入申込書(別紙様式)により入会を申し込むものとする。

(脱退)

第25条 この会を脱退しようとするものは、書面により会長にその旨届け出るものとする。

附則

この規約は、昭和34年4月1日から施行する。

附則

この規約の改正は、昭和53年4月5日から施行する。

附則

この規約の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この規約の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規約の改正は、平成13年4月6日から施行する。

附則

- 1 この規約の改正は、平成15年4月22日から施行する。
- 2 近畿テレコム懇談会の事業の引継ぎに伴う同懇談会会員のこの会への加入については、第24条の規定に基づく申し込みがなされたものとみなす。

附則

この規約の改正は、平成22年4月21日から施行する。

附則

この規約の改正は、平成25年4月16日から施行する。

様 式

近畿情報通信協議会加入申込書

平成 年 月 日

近畿情報通信協議会会長 殿

団 体 名

(機関名)

代表者氏名

(役職名)

印

趣旨に賛同し、加入します。

会費年額：

口、金

円

ご連絡窓口担当者

御 住 所 〒

所属部課名 (役職等)

担 当 者 名

電 話

F A X

URL

(HPへのリンク 可 ・ 否)

E-mailアドレス